

監督処分情報

1 処分を受けた建設者に関する事項

商号又は名称	株式会社岩崎建設
主たる営業所の所在地	兵庫県加東市
許可番号	兵庫県知事（般・特一 27）第 352600号
許可を受けている建設業の種類	土、建、と、鋼、舗、塗、水、解

2 処分に関する事項

処分年月日	令和 2 年 5 月 2 5 日
根拠法令	建設業法第 2 8 条第 3 項（同法第 1 項第 3 号該当）
処分の内容	<p>建設業法第 2 8 条第 3 項の規定に基づく営業の停止</p> <ol style="list-style-type: none">1 停止を命じる営業の範囲 建設業に係る営業の全部2 営業停止の期間 令和 2 年 6 月 1 日から令和 2 年 6 月 3 日までの 3 日間
処分の原因となった事実	<p>株式会社岩崎建設の代表取締役は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 16 条の 2 に違反し同法第 25 条に基づき罰金刑に処せられ、平成 30 年 1 月 26 日にその刑が確定した。</p> <p>このことは、建設業法第 2 8 条第 3 項（同法第 1 項第 3 号）に該当する。</p>